

総合資源エネルギー調査会

原子力安全・保安部会廃止措置安全小委員会

第4回廃止措置技術評価ワーキンググループ

議事録

日時：平成22年5月31日（月） 9：59～11：27

場所：経済産業省別館8階第825号会議室

議題：（1）廃止措置技術評価の中間報告について

（2）その他

鈴木総合廃止措置対策室長 それでは、先生方皆さん集まっておりますので、第4回「廃止措置技術評価ワーキンググループ」を始めさせていただきますと思います。

本日は、すべての委員に御出席をいただいておりますので、定足数を満足しております。

今回のワーキンググループは、日本原子力学会の廃止措置分科会より、田中様に御参加いただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、小佐古主査、議事進行をよろしくお願いいたします。

小佐古主査 それでは、議事を進めてまいりたいと思います。

資料確認を事務局よりお願いいたします。

川崎総合廃止措置専門官 それでは、資料の確認をさせていただきます。

お手元の資料ですが、1枚目表は議事次第、裏に本日の配付資料一覧が記載しております。

資料1は「日本原子力学会『原子力施設の廃止措置の計画：2009（AESJ-SC-A001:2009）』に関する技術評価【中間報告】（概要版）（案）」でございます。

資料2は「日本原子力学会『原子力施設の廃止措置の計画：2009（AESJ-SC-A001:2009）』に関する技術評価【中間報告】（案）」でございます。

参考資料1は「第3回廃止措置技術評価ワーキンググループ議事録」でございます。

以上です。

小佐古主査 ありがとうございます。落丁、そのほかはございませんか。

それでは、本日の最初の議題ですが、議題（1）「廃止措置技術評価の中間報告について」に移りたいと思います。

これまで、廃止措置の認可基準に関わる要件について、委員の皆様方に御審議いただき、御意見をいただいていたところですが、事務局から、これまでいただいた御意見等を踏まえて、技術評価の経過について中間報告という形でまとめたということであります。

事務局から、中間報告について御報告をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

JNES井口上席研究員 原子力安全基盤機構の井口でございます。資料2に基づきまして、中間報告をさせていただきます。

本技術評価につきましては、原子力安全・保安院と原子力安全基盤機構が共同で中間報告をまとめたものでございます。

まず、1ページ「1.はじめに」から、振り返りつつ御説明をしたいと思います。

この技術評価書の位置づけでありますけれども、原子力施設の廃止措置の計画、原子力学会が作成した廃止措置標準が、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（実用炉規則）と研究開発段階にある発電用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則の認可基準を満たす規格であるかどうかということを「原子炉施設の解体に係る安全確保の基本的考え方」、これは原子力安全委員会が決定したもので、廃止措置の指針に当たるものであり、「基本的考え方」と称しておりますが、これと最新のIAEAの廃止措置に係る要件と指針、これは参考資料に4つほど示しておりますが、これを参考に評価するものであります。

原子炉学会の標準そのものは、原子力施設全般に係る計画となっておりますけれども、ここに書

いてありますように、基本的には発電用の原子炉に関する評価を行うこととなります。

2.1から、経緯ということで書いてございます。

今、御説明しましたように、廃止措置計画の認可でございますが、原子炉等規制法によりますれば、廃止措置計画というものを事業者が定めまして、経済産業大臣に提出することになっております。経済産業大臣は、この申請が定める基準に適合していると認められるときは認可をすることということであります。

過去の実績といたしまして、日本原子力発電の東海発電所、日本原子力研究開発機構ふげん（現敦賀本部原子炉廃止措置研究開発センター）と、昨年になりますけれども、中部電力浜岡原子炉発電所1、2号機の4基につきまして、廃止措置計画の認可の審査を行って、認可してきたという経緯があります。

この際の審査では、先ほどの安全委員会の基本的考え方を参考にして、認可基準への適合性を判断しております。

この基本的考え方に示された要件というのは、廃止措置計画の認可基準に対する具体的な仕様としてはまだ不十分ということでありますので、今後の廃止措置の本格化を踏まえまして、この認可基準をより明確にするというニーズがありまして、これが重要になってきているということであります。

そもそも国の方針としまして、このような認可基準の明確化を目的としまして、なるべく民間規格を活用するという大方針がございますので、廃止措置につきましても、将来この実用発電用原子炉と言っていますが、実用炉研究開発段階炉の発電炉の廃止措置のいろいろな認可申請といったことを考えて、要件を明確化することを目的として、民間規格を技術評価していくことになってまいりました。

2ページの上にもまいりますが、具体的には、省令に示された項目ごとに、事業者が計画し申請すべき事項及びその申請に添付すべき書類として、省令に示された各項目と基本的考え方の記載を対応させて整理しております。それに加えまして、IAEAの要件及び指針を整理、比較しまして、国内指針等に加えて廃止措置要件とすべき要件を追加要件という形で抽出しまして、全体の要件といたしました。

この要件につきましては、前回のワーキンググループで御報告いたしまして、いろいろコメントもいただいたところでございます。トータルで17件の追加の要件がございます。

「2.2 廃止措置標準の策定の経緯」であります。

技術評価の対象となる標準の前に、2006年に原子力施設の廃止措置の計画と実施という標準が策定されております。先ほど申しましたように、東海発電所ふげんといった認可申請の経験が得られるということもございまして、原子力学会側では、この標準を改訂いたしまして、ただ、計画と実施ではなく、計画の部分だけということで、先ほどの見直しが行われまして、2009年に「原子力施設の廃止措置の計画2009」というものができております。実際の発行は今年の1月19日であります。

この標準は、原子力学会に設置されました標準委員会の基盤応用技術専門部会及び基盤応用技術

専門部会廃止措置分科会によって改訂されて、手続等を行って、策定されております。

その中身であります「3. 規格の概要」であります。

これにつきましては、あくまでも廃止措置の計画を立案するための技術的要求事項を定めたものということになります。

「3.2 構成及び内容」につきましては、3ページの表1にあります。

3～5ページにかけて目次を示してございます。

3ページにありますように、

1. 適用範囲
2. 用語及び定義といった基本的な部分。
3. 廃止措置の基本的考え方
4. 実用発電用原子炉等廃止措置の計画ということで、
 - 4.1 一般事項
 - 4.2 廃止措置対象施設の状況把握
 - 4.3 核燃料物質の管理及び譲渡し
 - 4.4 廃止措置で実施する工事
 - 4.5 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染されたものの廃棄
 - 4.6 安全確保対策といった項目が詳細に示されているところであります。

基本的には、廃止措置の計画に係る必要な事項ということで、省令とも対応するような形の項目が並んでいるところであります。

5. につきましては、実用発電用原子炉等以外ということで、「5. 試験研究炉及び核燃料取扱施設等の廃止措置の計画」ということで、今回の技術評価の対象外ということでありまして、

この廃止措置標準につきましては、附属書がA、B等ということでございます。これにつきましては、基本的には技術評価の対象外ではありますが、技術評価の過程で規定するべき項目がある場合につきましては、その項目についても中身を見て、評価を実際実施しております。

5ページ「4. 技術評価」であります。

「4.1 技術評価の基本方針」につきましては、原子力安全小委員会等でも報告されている方法について踏襲して行うということで御確認いただいているんですが、下にありますように、～を基本として行うということでありまして、

重要なところでありますので、読まさせていただきます。

規格の策定プロセスが公正、公平、公開を重視したものであること(偏りのないメンバー構成、議事の公開、公衆審査の実施、策定手続きの文書化及び公開など)。

技術基準やその他の法令又はそれに基づく文書で要求される性能との項目・範囲において対応が取れること(規制の要求範囲との整合性)。

技術基準で要求される性能を達成するための必要な技術的事項については、具体的な手法や仕様が示されていること。その他の法令又は法令に基づく文書で要求される事項を達成するための必要な技術的事項については具体的な手法、仕様、方法や活動が示されていること。

民間規格に示される具体的な手法、仕様、方法や活動について、その技術的妥当性が証明あるいはその根拠が記載されていること。

このようになっております。

技術評価の手續きにつきましては、原子力安全・保安院とJNESが協力して、本評価書を作成していくということ。当ワーキンググループと上位の廃止措置小委で御意見を聞き、最終的にパブリック・コメントを求めた上で、評価書を作成して公開するということになります。

その後、規制上の取り扱いということではありますが、この学会標準につきましては、規制上の取扱いを明確に位置づける（エンドース）といったことが考えられます。

先ほども少し述べましたが、6ページにありますように、技術評価の範囲といたしましては、あくまでも実用発電用原子炉等（研究開発段階炉も含む）を技術評価の対象としまして、附属書の参考につきましては、対象外ではありますが、規定とすべき項目がある場合、その項目については評価対象といたしました。

4.2以降は、実際の先ほどの確認事項といったところに移ります。

この学会における規格策定手續きにつきましては、公正、公平、公開の観点から、以下の規定が設けられているということで、委員会の構成、決議の手順などが規定で明確に定められているところであります。

公開性につきましては、ここに書いてありますように、内容を公表していくといった形で、最終的には議事録等が公開されるといった手續きが含まれているということでもあります。

7ページの上に表2があります。

策定に当たっての委員会構成としましては、ここに書いてあるように学識経験者等、満遍なくいろんな分野の専門家が集まって、分科会、専門部会、標準委員会を構成しております。

廃止措置分科会は6回、基盤・応用技術専門部会は4回、標準委員会は5回の審議がなされ、最終的には2か月間の公衆審査を経て、パブリック・コメントを反映した形で今年の1月に発行されているということでございます。

4.3からが実際の中身ということになります。

(1) 廃止措置要件の整理であります。

先ほどの確認事項で4.1の～項の適合性について評価するために、下記に示すように要件を整理しております。

まず、廃止措置計画の認可の基準というのは、実用炉規則と研究開発段階炉規則に示されております。これにつきましては4項目あります。後ほど御説明いたします。

事業者が申請すべき事項とその添付書類というものが省令に示されております。

また、安全委員会の基本的考え方を対応させて整理をしております。これは前回までのワーキンググループでも整理を行っております。それに加えてIAEAの要件及び指針ということではありますが、この結果、追加すべき要件が出てまいりましたので、これも抽出し、全体を廃止措置要件としております。

この廃止措置要件と廃止措置標準の比較・整理を行っております。

整理そのものが評価結果になりますけれども、表5に示しており、これについては後ほど御説明しますが、15～62 ページまでということで、かなり分量が多くなっておりますので、要所について今後御説明してまいります。

その前に8ページ「8. 評価結果」でございます。

評価結果の下に【A】【B】【C】【D】【E】【F】の6つに分類をしておりますので、ここをまず簡単に説明させていただきます。

【A】につきましては、本文は要件に適合しているということで、具体的な手法や仕様及びその妥当性が示されている。合格ということであります。

【B】につきましては、本文のみでは要件に対応する記載が具体的ではないが、参照される附属書の一部に技術的事項について具体的な手法や仕様及びその妥当性が示されている。

【C】につきましては、これも同様であります。本文のみでは記載が具体的ではありませんが、附属書は要件に適合しており、附属書全体として具体的な手法や仕様及びその妥当性が示されている。一部でなく全体で示しているということであります。

【D】につきましては、本文のみでは要件に対応する記載が具体的ではないが、参照される附属書に要件に関する詳細な記載がある。ただし、この附属書につきましては、他の規格（指針等も含む）との整合性も勘案し廃止措置の知見を蓄積した上で別途詳細に専門的に評価が必要と考えられ、本技術評価の対象とはしないという結果になっております。

【E】につきましては、本文及び附属書に、要件に関する明確な記載がない。

【F】につきましては、標準本文の記載事項に要件が適合しないということで、反する結果ということですが、これにつきましては後で御説明しますが、特にそういう該当項目はございません。

少し飛びまして、表5を幾つかピックアップしながら、要点のところを御説明したいと思います。

15 ページで横長の表になっておりますが、この表のスタートのところ、先ほどの評価の部分が再度記載されております。

表の一番左が「 . 認可基準」であります。これが実用炉規則と研開炉規則の認可基準であります。先ほど述べましたように四項目ありまして、15、16 ページに一、二、三が並んでおります。

一が、廃止措置計画に係る原子炉の炉心から使用済燃料が取り出されていること。

二が、核燃料物質の管理及び譲渡しが適切なものであること。

三が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の管理、処理及び廃棄が適切なものであること。

四につきましては少し飛びまして、24 ページにありますように、廃止措置の実施が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害の防止上適切なものであること。

この認可基準につきましては、次の列の「 . 規則（申請事項）」と対応させつつ、整理をしております。ここは添付書類や本文に該当する事項が対応するように並べてあるということになります。

3つ目の欄が「廃止措置要件」ということで、これは安全委員会の作成した「 . 基本的考え方」

と I A E A の基準等を参照した「 . 追加要件」が該当するところに埋め込んである形になっております。

あくまでも認可基準というのが第 1 の基準でございます。申請事項、廃止措置要件につきましては、なるべく見やすいようにはしておりますけれども、同じような要件が書かれているところもございますので、その点は御了承ください。

4 つ目の欄が今回の廃止措置標準ということであります。

ですから、1 ~ 3 つ目の欄を一通りまとめた後に、それに対応する学会標準の項目をここに埋め込んであるといった形になっております。

一番右の欄が「評価」ということで、先ほど御説明した【 A 】から実質【 E 】までの評価結果になります。

認可基準の一、二につきましては、かなり形式的なリクワイアメントでございまして、余り技術的な詳細はございませんので、2 つは【 A 】ということを書いてございます。実質、認可基準の三からいろんな評価結果が始まる形になっております。

順番に事例を少し述べていきます。

16 ページの下にあります、認可基準の三で、規則としましては、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄ということで、廃棄物でございます。これにつきましては、廃止措置要件のところに対応するのが安全確保上重要な事項といったところでありますが、学会標準につきましては「4.4.4 解体撤去物等の取扱い」に書かれております。

これにつきましては、一番右にありますように、【 C 】評価となっております。放射性廃棄物の処理等の方法について計画を立てるということでありますけれども、放射性廃棄物の処理の詳細というところは、附属書 Q に示されているということでありまして、附属書 Q について例示の部分を除き規定化することが望まれるといった評価結果になっております。

17 ページにまいりまして、一番右で【 B 】評価になっているところがございます。

廃止措置要件としましては、(5) 放射性廃棄物の発生量の低減放射性廃棄物の発生量を合理的に可能な限り低減することとなっております。

基本的な考え方は勿論合っておりますけれども、これは評価が【 B 】ということ、具体的なリクワイアメントとしましては、附属書 Q の中に放射性固体廃棄物の減容の手法といったものが示されているということで、この附属書 Q の該当箇所を規定化するということが望まれるという評価結果になっております。

18 ページ中段の「1 . 放射性廃棄物の区分と措置」もほぼ同じような内容で、評価が【 B 】となっております。やはり附属書 B により具体的な処理の方法が規定されているということでありまして、

その下に評価【 E 】のものがございます。これにつきましては、廃止措置要件として、3 列目にありますように、放射性固体廃棄物中の放射性物資の量及び濃度の評価については、放射性廃棄物の輸送処理、保管等の取扱いを考慮した合理的、実用的かつ有意な単位数量ごとに、適切な時期に行うことという要件であります。適切な時期が余り明確でないというところがありますので、【 E 】評価となっております。合理的、実用的かつ有意な単位数量ごとに適切な時期、例えば処理時、

保管時、容器封入時などの時期において、容器ごとに濃度評価をすることについて明確な記載が必要といった評価になっております。

【E】評価につきましては、5項目ほどございまして、ピックアップした表4がございまして、また後ほど御説明いたします。

【D】評価の事例が18ページの下にございます。この要件としましては、放射性固体廃棄物の評価方法ということでありまして、これはいわゆるインベントリ評価といったものでありますけれども、これは【D】評価ということになっておりまして、放射性固体廃棄物の量及び濃度は、施設、設備及び機器の構造材並びに運転管理履歴に基づき組成と濃度を評価することが規定されておりますが、その詳細につきましては、附属書L、Mに関連事項ということを書いてあります。これは標準としては、いろいろ議論が必要などころがあるということ、今後知見を蓄積した上で、別途詳細に評価を行って規定化するということが望まれるということでありまして、確かに、基本的なリクワイアメントとしては、本文に書いてあるとおりであります。規定としましては、もう少し議論が必要であるということでありまして、

以上のような形で62ページまで、【A】【B】【C】【D】【E】といった形で評価を行っております。あくまでも認可基準に対する原子力学会標準の評価ということでありまして、ちょっと見にくいところがございますが、それを逆引きといいますか、反対側から見るとどうなるのかということで、9、10ページに「表3 技術評価結果のまとめ」といったものを示しております。

この表でございまして、学会標準側から見た評価ということでありまして、注1にございまして、廃止措置標準の同じ項目でも比較する廃止措置要件によって、評価が異なる場合がありますので、その場合は複数の評価結果というものがあり得ます。

それから、この技術評価につきましては、今、言ったような、あくまでも認可基準を基にしておりますので、要件に対応しない項目もあり得る。その項目の評価結果については「-」と記載しております。非常に一般的な事項ということで、設備の名称とかは技術評価とは対応しませんので「-」となっております。

そのような形で、9、10ページを見ていただければわかりやすいと思います。

先ほど申しましたように、Aは適合、Bは附属書の一部を規定化すればよい、Cは全体を規定することが望まれるといったところでありまして、Dは別途詳細な評価を行って、可能であれば規格することが望まれる。

具体的はどういうものがあるかといいますと、例えば「4.2.2.2 汚染の評価方法」があります。これがDということになっております。

「4.6.1.2 被ばく評価」「4.6.2 廃止措置中の想定される事故の種類、程度、影響等」がD評価となっております。それに対応して、附属書のK、L、T、U、VがD評価ということになっております。

これは廃止措置の認可申請書の添付書類で3、4、5というものがございまして、いわゆる平常時の被ばく評価と事故評価、インベントリ評価といったところに対応する部分かと思っております。

附属書全体を丸ごと規定化すべきではないかといったC評価でございまして、これは附属書のB、

C、K、Qといったところになります。これにつきましては、学会側は技術的には非常にいいことが書いてあるんですけども、いろんな例示も含まれているところでもありますので、そういう例示部分が少し多いということで、附属書になっているものかとは思いますが、そういう例示部分を除けば規定として考えるべきであろうといった評価になっております。

評価項目Eは、明確な記載がないということでありますので、表3にはないということで、12ページにまとめて挙げております。5項目ほどあります。

一番上の「2．放射性廃棄物中の放射性物質の量及び濃度の評価」で、先ほど事例として挙げました有意な単位数量ごとに、適切な時期に行うことといったところが余り明確でないということが1番にきております。

2つ目「(2) 混入の防止」であります。高濃度のものが低濃度のものに混入することがないよう、一時保管、固化、容器詰め及び表示の過程で十分注意することという要件でありますけれども、学会標準では区分ということはきちり書いてあるとは思いますが、混入ということにつきましては明確な記載はないということでありますので、これも標準本文に新規に記載することが望まれるとしております。

3つ目「1．公衆の被ばく線量評価」で判断の基準が要件にありまして、被ばく線量は合理的に達成可能な限り低いこととなっており、被ばく線量評価の考え方、評価方法につきましては、附属も含めていろいろ書かれているわけですが、その評価結果の判断基準、目標みたいなものが明確には記載されていないということであります。

もう一つ下も同様でございます。事故評価につきましても、判断の基準としましては、周辺公衆に対し著しい放射線被ばくのリスクを与えないこととなっておりますが、手法や評価については記載がありますけれども、評価結果の判断基準については、やはり明確になっていないということで、これは記載することが望まれております。

13ページは、追加要件5 - が要件であります。安全評価及び作業中の安全確保のため、非放射線学的危険性に対する調査も行うことという要件がございます。

これにつきましては、学会標準上、労働安全に関する安全確保の考え方というのがございまして、実施評価及び改善といったところは保安規定に定めることが規定されておりますけれども、それと安全評価及び作業中の安全確保については、こういう非放射線学的危険性についても検討するというところで書いてありますが、残念ながら具体的な調査をきちり行うことについては明確な記載がないということでありますので、この内容については標準本文に新規に掲載することが望ましいという評価結果になっております。

以上、駆け足でございますが、学会標準の評価でありまして、11ページにまとめとしまして、保安院として望ましいと考える事項が記載されております。

6.1【B】評価の項目につきましては、参照される附属書の一部を本文に規定化することが望ましいということであります。

6.2【C】評価の項目につきましては、参照される附属書について、例示の部分を除き、規定化することが望ましいとしております。

【B】と【C】につきましては、附属書の一部または全体を規定化すべきということでありませんが、表6に補足的にどういうものを規定化するかということを示しております。説明は割愛させていただきます。

6.3【D】評価の項目につきましては、別途専門的な評価が必要。

6.4【E】評価の項目につきましては、明確なところはないので、記載すべきというところがあります。

以上でございます。

小佐古主査 ありがとうございます。

それでは、御質問、御意見を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

川上委員、どうぞ。

川上委員 よく見ていただいたんだと思いますが、評価の考え方で学会標準というのはJISの標準等の記載条件にかなり厳密に従って書いていますね。したがって、本文の方はかなりエッセンシャルのところを記載して、附属資料にはそれを補完するような内容を書くというのは、かなりきっちり決まっているわけです。それを附属資料に落としてあるのは困るから、本文に戻せという評価結果というのは、その辺はどういうとらえ方でこれを見ておられたのでしょうか。

小佐古主査 いかがでしょうか。

川崎総合廃止措置専門官 附属書につきましては、エッセンスして本文にあるんですが、附属書にあるうちのものについて、規定としてとらえられる部分については本文に入れていただくことが望ましいと考えております。

川上委員 つまり、簡単に言えば、本文を読めばわかるようにしてほしいということですか。

川崎総合廃止措置専門官 そういうことです。

川上委員 そこは多分JISの記載方法との乖離があると思います。

小佐古主査 だから、JISの記載法ということではなくて、中身として不十分だから本文に加えてほしいということですね。

川上委員 ほかの標準だと、附属書を規定とする手法もあるんですよ。

小佐古主査 そういうことを言われているのではなくて、本文に書かなくてはいけないことが抜けているので、附属書に相当している部分から上げてほしいと言われているんです。

川上委員 そういう評価結果だと思うんですが、私はどちらかというにつくる側で大分関わっておりますので、全部附属書を上げていくと、本文に冗長性が起きてきて、少なくともJISの規格に合った学会標準をつくらうとすると、かなり難しくなるという現実があります。

したがって、何でも本文に上げてしまえという形をこの先役所としては要求されるのか。だとしたら、かなり根本的に考え直さないといけない部分はあるんですよ。むしろ提案は、附属書の部分を規定化するという手法があって、事実それは附属書が規定化されている標準も幾つかあります。そういう形でもいいのかどうか。

小佐古主査 いかがですか。

JNES井口上席研究員 先生がおっしゃるとおりでありまして、今回の学会標準におきまして

も、1つだけ附属書で規定化されているものがあります。先ほどちょっと説明しましたように、附属書の中に例示が入っているということもあって、学会側では附属書としたかと思えますけれども、そういうものを除くなりすれば、附属書で規定といった対応も可能だとは思いますが。それは学会側の方に任されております。

川上委員 コメントを学会側が引き取って対処すればいいということですね。

小佐古主査 そのほかいかがでしょうか。

金澤委員、どうぞ。

金澤委員 6ページの「4.2 規格の策定・改訂プロセス」では、日本原子力学会における手続き等だけが記述されているんですが、これは改訂されたものも同じようにエンドースの対象になるのでしょうか。

川崎総合廃止措置専門官 改訂版についても、技術評価を経て、エンドースという手続きになります。

金澤委員 そうですか。4.2のところには、特にそういうことが記載されていないものですかね。

小佐古主査 よろしいですか。そのほかいかがでしょうか。

工藤委員、どうぞ。

工藤委員 附属書ですけれども、評価で【C】となっているものの多くは、例示を除いて本文に規定化することが望ましいというお話だったかと思うんです。先ほど出たコメントと関係するんですけれども、例示化したというのは、恐らくユーザーにとってはその方がわかりやすいのではないかと思うんです。ただ、公的性質を持つ機関が特定の何か団体なりを推奨するものではないということで、ひょっとしたら削除ということになったのかもしれないと思います。

例えばいろいろ方向があると思うんですけれども、附属書(参考)なり、あるいはJISなどと「解説」というセクションというのもあったかと思うんですが、そういうものを活用して、一般論として例示を除いたものを本体に上げるとか、そこは落としどころがあると思います。ユーザーがこれは何のことだろうと思ったときに、具体的なことがどこかに書かれているというつくりになると、標準を使うユーザーとしては便利かと思うんです。

以上でございます。

小佐古主査 いかがでしょうか。

川崎総合廃止措置専門官 例示につきましては、確かに規定とすることは難しいと思います。エンドースする際に、条件を付すことがあるという記載がございますが、必要十分条件としてではなくて、「参考とし得る」といった条件の付け方もあるかと考えております。

小佐古主査 田中委員、いかがでしょうか。

田中委員 【D】評価の位置づけでございますが、技術評価の対象外として、もうちょっと学会の方で科学的な根拠を十分にしてくださいという要望と思われるんですが、そうすると、この【D】評価については、エンドースという観点からすると、排除してしまうという位置づけでよろしいのかということと、それで計画の審査を行うに当たって、今度は何を規制側として、別途何かしらの

内規であるとか基準を用意しなくてはいけないということになるという認識でよろしいのか。その辺、【D】評価の位置づけについて、規制側として審査を行うときの判断、その辺の関係を教えていただければと思います。

川崎総合廃止措置専門官 今回【D】評価が付いている部分につきましては、例えば安全評価、被ばくの具体的な評価方法ですとか、汚染の推定方法について記載している部分でございます。

こちらの方には、知見の蓄積が十分でないということで、この方法で十分であるとするにはまだ適当でないと考えております。したがって、今回はまだエンドースの対象とするのは早いと考えております。

もう一つ、被ばく評価に関しては、例えば実用炉の審査との整合性をとるために、炉の設置許可の審査内規などでも、そういったものは直接エンドースはしていないということもあります。ですから、廃止措置の計画のときは、こういう評価を下さいというのは、まだ難しいという理由があります。

小佐古主査 よろしいでしょうか。

田中委員 はい。

小佐古主査 高木委員、どうぞ。

高木委員 【D】評価に関してなんですが、例えば 19 ページの例で、もう少し具体的に、何故にこれが【D】評価となっているのかということをお伺いしたいんです。具体的にどういうことが欠けているのか、何か例を御説明いただきたいと思います。

JNES 井口上席研究員 19 ページは放射性廃棄物中の放射性物質の量及び濃度の評価ということでもありますけれども、本文にはここに書いてあるような内容で、どういうやり方をやるべきか、かなりミニマムな話が書いてあると認識しております。

実際、この汚染の計算方法とか、施設の運転履歴、中性子フルエンス率云々といったことが書かれていますけれども、これは附属書LとかMに、かなり詳細な、数式まで含めた評価方法が書かれているわけでございます。そもそもそういう技術的な基準といいますが、レベル4の規定としましては、こういうレベルまでも本当は必要なものであるかと思しますので、この附属書L、Mが十分知見を蓄積して、専門家間の議論を踏まえた、これでいけますというものがあつた方が、本来好ましいものでありますので、そういうものを規制側としては要望したいということでもあります。

高木委員 具体的には、例えば中性子フルエンス率とか、その使用データの正確さであります。その正確さ、何シグマとかというのをどこかに規定するとか、そういうことでしょうか。

JNES 井口上席研究員 そういう詳細な技術的な規定まで含めたものがあれば望ましいということだと思います。

小佐古主査 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

全体を通してなんですが、これは大島さんとか小山田さんの辺りにも少し御意見を伺っておいた方がいいかとも思います。今の【A】【B】【C】【D】【E】の評価は、こんなところの評価でよろしいでしょうかというのは、このテーブルで伺っているんですが、若干先走るところもあるんですけれども、この後、中間報告としては、この項目についてこういう判断をしたというのを確定する

というのでいいかと思うんです。それを受け取られた後、全体でどういうふうに流していくかということがもう一つあると思うんです。だから、今のままですと、ある1冊の中のある部分はそのまま使えそう。違う部分は情報を足す、この部分は使えないというのが虫食い状態であるということですね。

いろいろな方法があるんですけども、1つは虫食い状態のままでもこの部分は扱えるという形で流していくのか、もう一つは、使えるものと使えないものをちゃんと識別して、実際に使えるものの形にもう一回リライトする。足りないものはお役所の方とか、フィードバックして、それを直していただけるようだと、直していただいて、再度ということもあるかと思うんですが、実際に使えるようなバージョンにもう一回リライトするという方が、実際の安全審査をやられたり、現場で使われたりというときには便利だというものもあるんです。

多分、その種の話はこのテーブルで決める話ではなくて、このテーブルで要求されているのは、学会標準でこういう活動をやっていただいて、40%も新規の公務員が削減される状況で、そういうことは口にしなくてもよろしいのですが、政府の仕事も大変な中、使えるものは積極的に民間のものも審議して、使えるもの、使えないものを識別して、積極的に使いましょうというのが今の全体のトレンドだと思うんです。それがそうでいながら、今、ごらんいただいたように、1冊の中にも非常にいろいろなお立場があって、具体的な例示がある方が使いやすいというスタンスもありますし、行政としてこういう形で用意したいという見方もあるわけで、同じ1つのプロダクトでも、いろんな光の当て方があると思うんです。

ですから、出てきたものに対して、各項目については、ワークの方ではこういう判断をしましたと。それが【A】【B】【C】【D】【E】というのが妥当でございましょうかということはこのテーブルで決めていただいて、これは【B】ではないかとか、【A】ではないかということはこのテーブルで議論していただいた方がいいと思います。それを確定して、中間報告としてお上げするというのが、ここの仕事だと思います。

それからあとは、ちょっと先走ったことを言いましたけれども、中津課長とか鈴木室長あるいは大島審査官とか企画官のところ、どういうふうにそういう結果を実際に使えるものとしてまとめていきたいと思いますというのが、政府の方で再度中間報告をお受取りになって、考えていただくということがよろしいのではないかと思うんですが、そんな交通整理でよろしいでしょうか。

中津放射性廃棄物規制課長 今、小佐古先生の方から御説明いただきましたように、この場では、あくまでも学会標準に対する技術評価ということでありますので、是非ともその要件を満たすかどうかということで御議論いただきまして、しかるべき後に、我々としましては、原子力学会の方とこういった評価結果ですよということをお示しして、ここにまさに現在の学会標準に対して我々が望むこととか、このワーキンググループの御検討を経て、実際に我々がエンドースするためにはこういうところがこうなんだという評価結果を得ましたということをお示しをしながら、少しコミュニケーションをする必要があるかと思えます。要すれば、学会の方で改訂について御検討いただく、あるいは学会の方からこういう評価結果、今回の評価結果に対して御意見をいただくということで、少しキャッチボールをして、今後の対応を図っていきたく思います。

第一義的には、あくまでもこれは小佐古先生の方から御指摘がありましたけれども、我々の基本的な考え方といたしましては、民間規格を積極的に活用していくという方針でありますから、第一義的には、今回の評価結果を受けて、原子力学会の方でのさらなる取組みを期待したいというところではありますが、その辺りは意思の疎通を図りながら、今後の対応をうまくやれればと考えております。

小佐古主査 全体はそういうことでありますので、ここで付いております【A】【B】【C】【D】【E】というものについて、この評価結果を技術的に見て、そういうところなのかどうなのかについて、このテーブルで御意見を伺う。

それともう一つは、今もちょっと議論に出ましたけれども、附属書の辺りの扱いですね。それもどうでしょうかというのは、ある意味で政府側の仕事でもあるんですが、もし御意見があるようでしたら、附属書についてこうであるという辺りの御意見も伺っておいたらと思います。

これはどうでしょうか。田中さんの方から、今も少しやりとりがあったんですけども、全体を通して、自分たちはこういうつもりであったとか、今のようなことについては、委員会全体としてではなくて、田中さん御自身の御感想でもよろしいですが、少し御意見をいただいて、それで全体の議論を少し加速してみたらと思うんですけども、いかがでしょうか。

原子力学会田中専門家 日本原子力学会の廃止措置分科会の幹事を務めさせていただいております田中と申します。よろしく申し上げます。

最初に、大変な長い期間にわたりまして、私どもが制定しました学会標準につきまして評価いただいたことについて、こちらのワーキングに感謝をしたいと思います。どうもありがとうございます。

意見というか、感想というかというお話だったんですが、B、C、附属書の一部もしくは全部を規定化というお話につきましては、先ほどこちらで御議論があったとおり、私どもとしましては、まだ規定とするには実績が足りないというのと、わかりやすさを重視して、実例をたくさん入れたという部分がございますので、そういう意味では、まだ少し規定にはなじまないかなというところはございます。

とはいうものの、記載の中にはある程度一般化しているような内容も入っていると思いますので、その辺のところの扱いをうまくできれば、場合によってはこちらの方を規定に上げた方がわかりやすくなるということもあると思いますので、そのところはもう一度持ち帰って、じっくり検討してみたいと思います。

【D】につきましては、それぞれ安全評価だとか、放射能の量の評価だとか、この分野につきましては、私どもの分科会の中にも専門家が何人かおるんですが、ただ実績としまして、まだ十分積まれているものではないということと、一つひとつの分野で1つの標準ができるぐらいのボリュームだと思っております。

ですので、【D】の評価については、今の段階ではこのような形にならざるを得ないのかなと思います。ただ、私どもとしては、近い将来これも規定化できるように努力していきたいと思います。

5項目ありました【E】についてなんですけれども、とりまとめをしたといいますか、執筆者の

1人としましては、当事者のならいというんですか、当事者のあれとして、自明なこととして抜いてしまったかもしれないし、場合によっては本質的な抜けがあったのか、その辺のところについては、今、ここで判断がつかかねる部分もありますので、こちらについては十分に時間をかけて検討したいと思います。

いずれにしましても、この中間報告書を分科会に持ち帰りまして、主査の岡本先生や委員の先生方に御報告するとともに、しかるべき対応を考えたいと思います。

この場で岡本先生が以前御説明されているかと思いますが、学会の標準というのは、常にブラッシュアップしていくものでございまして、PDCAを回して、少しでも何かあればいいものにどんどん変えていこうというのが分科会の標準の趣旨でございますので、今回我々として気付かなかったような点をこのような形で御指摘いただいて、大変有用な、かつ価値のある御指摘をいただいたと思います。標準をもう一回見直して、またこちらで評価いただければ大変ありがたいと思いますので、その際はまたよろしくお願ひしたいと思います。

小佐古主査 ありがとうございます。

私もいろいろなところで評価とか、至近なところでいきますと、大学院生とか学生の期末試験の点付けとかをやるんですね。人によると、何で私がこういう成績なのかと。理由と根拠を述べるといふメールをもらったり、いろいろな評価をつけるんですね。つけられた側の方からは、私は一生懸命やったんだと。何であなたがこんな悪い点を付けるんだということもいっぱいあるんですね。

だから、評価というのは、評価をするときの基準を明示する。どうしてこの評価になったのでしょうかということを知るようにきちんと書くということが第一ステップとして重要だと思うんです。

それと、落とすための評価でない場合には、こういうふうにしていただくと、こういうふうがいい評価を受けますよというサジェストといいますか、こういうふうにしていただくとよろしいんだということも追記していただくと、次のアクションのとりようがあるということになるんですね。ですから、あなたは【E】ですよとか、あなたは【D】ですよということがぼかんと落ちるだけではなくて、どういう評価基準に基づいてやりましたかと。どこの部分が抵触しているから、こういう評価になりましたということと、どういうふうにしていただくと、政府側としてはこういう基準を使いやすくなるんですよ。こういう点についてこれを加えていただくとありがたいというのが明示できるような形になっていれば、相互に前に向かって進んでいける作業ができると思うんです。

だから、一生懸命やられたのに【E】が付いたり、【D】が付いたら不愉快だという話ではなくて、せっかくやっていたいでいるわけですから、未成熟な部分とまとまっている部分を少し分離して、こういうふうに書いていただくと使えますよみたいなサジェストをいただくとか、そのコミュニケーションがあるということが大事なことはないかなと思うんです。

我々がこの基準をつくるのは、つくっていただいた基準がいいとか悪いとかではなくて、政府が検査されたり、そういう申請をされるときに、落ちた項目はないかとか、後でトラブルを起こさないように、事前に上手に評価できるかということも多く目の目でチェックをしていただく。それが明

示できるような、完成度の高いものを目指すというところが目的なので、評価すること自身が目的ではないということです。そのことを皆さんで是非共有しておきたいと思います。

学会の方では、莫大な時間と莫大な労力をかけられておりますので、その点は非常に強調しておきたいと思います。

また、片方で政府の方も実際に安全審査をされたり、現場で検査に行かれるときに、最終的な責任はやはり政府側に来るものですから、学会標準というのは、どこにも表側のところに、私はこの標準をつくったけれども、最終的な責任を追及されても、私側にはないとちゃんと書いてありますので、やはりこれを受け取った後、どういうふうに使われるかというのは、政府側でもう一ランク網をかけられて、実際に使われるのに不都合がないような形で尊重しながら、最終的にまとめていただくのがよろしいのではないかと思うんです。

私がもう一つ気になるのは、同じ箱にいろいろなものが同居しているものがあるんですね。すごいのは、【A】【B】【C】で【D】はなくて【E】というのがあるんですけども、これは井口さんの方でどういうふうに解釈されているんですか。

JNES井口上席研究員 【A】【B】【C】とか4つ入っているものがありますけれども、あくまでもこれは逆引きになっておりまして、表5の方が正なので、認可基準、申請事項、必要条件といったところで整理して、何が必要かというところで、それでどこが当てはまるかというものを見ていくということです。

小佐古主査 項目が細かく分かれていて、ここの部分は【A】だけでも、ここの部分は違うというのがあって、それを短くまとめると箱の中に4つぐらい並んでしまうということですね。

JNES井口上席研究員 はい。

小佐古主査 了解しました。

川上委員、どうぞ。

川上委員 今日の御議論で、少なくとも記載内容については、本文に書くのか、附属書に書くのかという問題があるにしても、内容的にはほほいいということだろうと思って、そこはよろしいのですが、ちょっと気になるのは、47、48ページ辺りに、これは主査の御意見も伺いたいんですが、被ばく評価についてかなりきつい点が付いている、評価結果がよくないものがありますね。その内容として、判断基準が書いていないというのが理由だとすると、この判断基準というのは学会の話ではなくて、法律に書いてある話なので、もしそれでこういう形になるのだとすると、ちょっと気になるところがあるんですが、この辺はいかがでしょうか。

小佐古主査 いかがでしょうか。

JNES井口上席研究員 おっしゃるとおり、判断基準を学会標準でどこまで記載すべきかというのは、かなり難しいところは確かにあると思いますけれども、そこら辺はやはり一応この要件としてこれがあって、では学会標準はそれにどう答えているかというところがないと、なかなか判断しづらい。

これは議論のキャッチボールをしながら、落としどころを見つけていかなければいけないと思います。非常に難しいところだとは思いますが。

川上委員 私の理解では、この分野について学会が標準をつくる立場にないんですね。つまり、稼働中の原子力施設についての被ばく評価の線量というのは決まっているわけで、書いていないのはむしろ当たり前か、うっかり書いたら何を言われるかわからないという世界ではないかと思うんです。

小佐古主査 民間の基準というのは、そういう性格を必ず持っているということですね。例えば最大事故の選定方法とか、代表的な想定事故例というのも、多分そういうところに当たると思うんです。

だから、民間の方で勝手にどんどん決めて、これでやるんだという性格とはちょっと違いますから、最初に申し上げたように、これを丸飲みでやるというのは、やはりちょっと難があるということですね。中には政府が御自分で展開して、付け加えられなければ動かないようなものもありますので、そのことを踏まえて、相互にやっていただければいいのではないかと思います。

そのほか、全体を通していかがでしょうか。

田中委員、全体を通してどうぞ。

田中委員 現時点では、パブリック・コメントをかけないのかと思うんですけれども、将来的にパブリック・コメントをかけた上で技術評価書を公開するというお話ですと、初めのところの記述なんですけど、基本的に規則の何条に該当するかどうかの判断を行うという記載になっているんですが、目的としてやはり廃止措置計画の認可基準を明確にするとか、そういった目的が一般の方にもわかるような記述になった方がよろしいかという気がいたします。

あと、小さいことですが、下の方に「第 16 条の 6 及び 16 条の 9」との比較となっているんですが、これは多分「第 19 条の 6 及び 19 条の 9」の間違いかと思います。小さなことで済みません。

小佐古主査 このような誤字脱字あるいは若干の間違い等々についても御指摘いただければと思います。

高木委員、全般的にいかがでしょうか。

高木委員 質問なんですけど、この評価というのは、よりよいものにするためのサジェスチョン的なものであればいいということですが、ここに書かれている評価が学会に戻されるすべてということですか。それとももうちょっと詳細にブレイクダウンしたものがどこかほかにあるとかということでしょうか。

JNES 井口上席研究員 これが評価の全体であります。

高木委員 そうですか。それで十分伝わるかなという気がするんですけれども、もう少し具体性を持たせる必要性はないのでしょうか。そういうことは私は思ってしまうんです。

小佐古主査 学会の方も、委員がこの会合で議論の途中の経過はごらんだということで、今の中間報告の時点で微に入り細を穿って、ここをこうしてという添削を全部やるというのも余り適切ではないというか、こちら側の別に学会標準の監督者であるわけでもありませんし、学会標準は独立した動きですから、場合によれば、我々はこう思っているんだと変える必要はないという御判断もあるかもしれないので、この全体の流れの議事録とか速記録とか、あるいは御出席の資料のところ

で判断していただくという緩いバウンドの方が、ソリッドにやるよりはという気がいたすんですけどもね。

どうぞ。

大島統括安全審査官 まさにおっしゃるとおりだと思います。その部分は、実は学会のそれぞれの委員会に、JNESなり、保安院も委員として参加をして、議論の中に入っておりますので、必要に応じて、その議論の場で技術評価のワーキンググループの議論の紹介もできます

高木委員 わかりました。

小佐古主査 ありがとうございます。

工藤委員、全体を通していかがでしょうか。

工藤委員 同様のことの繰り返しになるのかもしれないんですが、この報告書は原子力学会標準を活用しようとする場合、保安院として記載事項が望ましいと考える事項というのは、ある意味この資料2の12、13ページ辺りが結論めいたものかと思います。

キャッチボールが必要ということなんですが、原子力学会の標準は、2010年に出たんですか。5年ごとに見直されるというので、その次の5年目に出るバージョンにこの新規記載事項が加えられているというタイムスパンというか、そういう考え方なのでしょうか。それとも、表4で保安院としてこういう新規記載事項が望ましいということ原子力学会側に述べて、5年を待たずして、今年の1月に出た標準が改められるのか。

小佐古主査 いかがでしょうか。そんな短いスパンではだめですかね。

大島統括安全審査官 一義的な御判断は、原子力学会の方になりますけれども、一応定期的な見直し以外で、勿論必要であれば、改訂の作業という形でいろいろ全面改訂でありますとか、追補版を出すとか、そういう形で改訂がされますので、今後、本日の議論を踏まえて、我々保安院と原子力学会の方で、どういうタイミングで改訂作業を行うのか、またそれを踏まえて、我々はこの技術評価を完成させて、実際にエンドースをして、保安院としてこの標準を使えるようにすることになるのか。そちらの方は、実際の廃炉の計画の進捗状況を踏まえて、十分間に合うような形でできるように、原子力学会と連絡をとりながら、手続きを進めることが一般的なやり方になっております。

ですので、その部分については、保安院と原子力学会で一応今回のこの報告書をいただいた後に、調整をさせていただければと思います。

小佐古主査 どうぞ。

中津放射性廃棄物規制課長 少し付け加えさせていただきますと、私どもの方では、廃止措置計画の認可の仕組みを入れて、原電の東海の炉とふげんと、それに加えて去年は浜岡の1、2号機の廃止措置計画の実際の審査をやってきました。

これは、我々の考えと、恐らく学会で主査をお務めになられた岡本先生の考え方も同じだと思うんですけども、ある程度こういった審査の経験がまだまだ生々しいというか、あるうちにある程度まとめられるものはまとめたいなというのは、岡本先生との間でもお話をさせていただいておまして、今回中間報告ということでまとめさせていただきましたけれども、いたずらに長くさらなる時間をかけて熟成を待つということではなしに、今、これだけの経験があるところで、あるいは

実際に審査に携わった人間がちゃんと私どもの中にもいる間に、やれることはやりたいねということとは御相談をさせていただいております。

我々としても、できる限り速やかに学会の方と具体的な御相談をさせていただいて、内容を詰めていきたいと思っております。そういうやりとりを既に岡本先生とはやらせていただいておりますので、ある意味、今後は今回まとめていただいたものをベースに、速やかに学会の組織対組織でお話をできればと思っております。

小佐古主査 ありがとうございます。

川上委員、どうぞ。

川上委員 正確にはあれなんですけど、周辺情報で申し上げれば、年に1回ずつ、改訂の必要性については中で議論するようなシステムがあります。そこで御提案。それと5年ごとには全面見直し。それから、担当する分科会は、パーマメントに存続していますので、いつでも対応できる。これは周辺情報ですけども、以上です。

小佐古主査 金澤委員、全体を通していかがでしょうか。

金澤委員 この評価書の確認でもよろしいですか。

小佐古主査 結構です。

金澤委員 前回のワーキングでも岡本先生に確認したんですが、とりあえず今回の評価書の中では、25ページの上の方ではc)までが評価の対象として記載されているんですが、d)はなぜここに記載されていなかったのでしょうか。

というのは、要するに建屋の解体に関して、床や壁の形状が大きく変わる場合には、除染を建屋の解体に含めるとということなんです。

前にも申し上げたんですが、建屋の解体のときには、当然建屋の解体は請負業者に発注するわけですから、一般の解体作業員が入るということで、すべての除染が完了した状態というのを一般的には想定すると思うんです。岡本先生のこの前の御説明では、東海でだんだん除染をしていったら、壁の向こう側まで行ってしまったと。だから、そういうときにはこの規定を適用したいんだと。しかし、東海発電所の熱交換機の上のホットダクトのときには、仮設の囲いを新たにつくって、管理区域の中で当然やったわけですね。

そのようなことでは、やはり建屋の除染も解体前と解体後とかに分けるのではなくて、管理区域がそのままある状態で、いわゆる放射性物質に対する管理の施設が正常に稼働している状態で全部やってしまいたい。ところが、解体工事の最中で放射線管理区域の解除が行われるとか、非常にややこしく、現実離れしているなと感じます。

以上です。

小佐古主査 今の点はいかがですか。具体的にはどこでしたか。

金澤委員 25ページの一番上「(参考)参照」でa)、b)、c)とありますが、d)の項目がないんですね。

小佐古主査 a)、b)、c)はありますね。d)はないですね。

JNES井口上席研究員 おっしゃるように、これは解体撤去作業前の除染ということで判断し

ておりまして、これが前なのか、後なのか、建屋につきましてはいろんな議論が学会の中でもあったかと思えます。ある程度は整理されてきておりますけれども、ここにd)がなくても、多分ほかのところに出てきているはずなので。

金澤委員 ほかのところにも、後ろにもないですね。

JNES井口上席研究員 そうですか。そこら辺は落ちているのかもしれませんが。

金澤委員 この方には「ただし」というところから下が、私が問題にするところです。

「ただし」というのは、10ページの一番下です。原子力学会のつくった廃止措置計画の資料です。

JNES井口上席研究員 この記述は、位置づけということで書いてありまして、リクワイアメントに対するものというのと違うので、多分こちらには評価上は出ていないということだと思えます。

小佐古主査 解体というのは、数多くこなしていないので、現場の判断、あるいはケース・バイ・ケースでやっているようなことが随分多いんですね。ですから、今、おっしゃったようなことも、工程とか経験を積むにつれて、どういうふうにやりましょうかということを決めていくような形になると思うんです。

今、このテーブルで「はい」という決定はできませんので、マークということで、今後御指摘のところを注意して、どういうふうにやりましょうということを決めたいと思います。

物によると、きっちり決めない方がいいというケースもあるんですね。余り一生懸命決めてしまうと、実態に即さないケースもありますのでね。ただ、大変重要な判断のところだと思えますので、マークをさせていただいて、今後の議論に反映したいというところでよろしゅうございますか。

金澤委員 結構です。

小佐古主査 ありがとうございます。

田中さん、全体の議論が今ありましたけれども、先ほど御意見を伺ったんですが、そろそろまとめに入りたいと思うんですが、全体を通して御意見はいかがですか。

原子力学会田中専門家 いずれにしても、いただいた中間報告書の記載を学会として十分吟味させていただきたい、検討させていただきたいというのがございます。先ほど、今後どのようなというお話もございましたが、ここで御呈示いただいているような内容、コメントをいただいているような内容について、まず我々としてきちんと対応していかなければいけないということと、それに加えて、今の2009をつくったときには、東海とふげんの実績のみでございましたが、今回浜岡も入ってきております。新たなものがどんどん加わってきておりますので、それを含めて、今後更にはいいものをつくるということで対応していきたいと思えます。

小佐古主査 ありがとうございます。

とりあえず、全体のものをいただいたんですが、中間の段階でも議論を続けると、かなり続けなければいけないということも生じると思うんですね。ただ、余りに長々とやるのもあれですので、中間報告と言われているように、とりあえずの中間のものとしてこれをとりまとめさせていただいて、欠けた部分あるいは原子力学会の場合によれば、レスポンスがあるかもしれませんが、それを待って次の方針を決めさせていただく。それを決めさせていただくために、とりあえずの中間の

御報告ということでまとめさせていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。中間でおしまいということではなくて、いろんな反応を、今の金澤委員とか、幾つか御指摘もありましたので、それを反映させていただいて、最終的な判断ということになるんだと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

小佐古主査 ありがとうございます。

それでは、中間報告に対する学会の反応も待ち、精査した上でとりまとめを行いたいということです。

全体を通して、大体本日の議論は以上なんですけど、この件だけではなくて、意見等御注意いただく点はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

ありがとうございます。

少し早いんですが、本日用意いたしました議題は、以上でございます。

今後の予定、次回以降の日程について、事務局より御説明をいただきたいと思います。そういう流れでよろしゅうございますか。

川崎総合廃止措置専門官 今後の予定については、今、小佐古主査の方からほとんど御説明いただきましたが、学会の対応状況を踏まえて、技術評価報告書のとりまとめを行いたいと思いますが、次回の開催日程までには時間が空くかと思われま。

日程につきましては、また別途皆様と調整をとらせていただきたいと思います。

以上です。

小佐古主査 ありがとうございます。

どうぞ。

鈴木総合廃止措置対策室長 済みません、時間的には非常に短いんですけれども、これを読んでいただいて、何か特別にコメントがあれば、今週の木曜日ぐらいまでにいただければと思います。短い期間で申し訳ないんですが、メールでも結構ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

小佐古主査 お手元でお気づきのところがございましたら、誤字、誤植を含めて御指摘をいただければと思います。

以上をもちまして、ワーキンググループを終了しようとしておりますけれども、御発言はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

どうも皆さんの御協力ありがとうございました。ワーキンググループを終了とさせていただきます。御協力ありがとうございました。

問い合わせ先

経済産業省 原子力安全・保安院 放射性廃棄物規制課

Tel : 03-3501-1948 Fax : 03-3501-6946